建設業者団体の長 殿

国土交通省土地·建設產業局建設業課長

施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

このため、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとしました。

この改正は、平成31年4月1日より施行されます。

つきましては、今般、「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」 (平成15年11月7日付国総入企第25号)において通知した「施工体制台帳等活 用マニュアル」を別添のとおり改正し、平成31年4月1日より適用することとしま したので、貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容に ついて周知徹底が図られますよう指導をお願いします。

なお、今回の改正部分は以下の通りです(下線部分が変更部分)。

- ○施工体制台帳等のチェックリスト (別添1)
 - 1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント(事前確認)
 - (1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか
 - 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の 状況
 - ・下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況
 - (2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか
 - ②全ての再下請通知書
 - 再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。
 - ④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について
 - ・再下請負人における<u>一号特定技能外国人、</u>外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況